

78) 明治 18 年に東京府が実施した郡区医採用試験について

Research on the Tokyo Prefecture Township Medical Officer Employment Examination in 1885

日本歯科大学新潟生命歯学部 医の博物館 樋口輝雄

Teruo HIGUCHI

明治 18 年 (1885) 7 月、東京府ではそれまでの「郡区医職務心得」を廃止し、新たに「東京府郡区医職務章程」を定めた。「章程」の第一条では「郡区医ハ常ニ地方病伝染病流行病其他衛生及医事ニ関スル諸般ノ利害原因ヲ窮覈シテ考案ヲ立テ郡区長ヲ経テ府庁ニ申報スヘシ」とあり、第二条で各担当郡区内での伝染病予防対策と救療、第三条で種痘の実施、第四条で主治医なき死亡者の死体検案、第五条で半年毎の死体検案員数と種痘接種者数の報告義務を課している。

鷗外森林太郎の父森静男は、東京府南足立郡千住で郡医を務めていた。鷗外の日記「自紀材料」では明治 10 年 6 月の条に「東京府区医出張所を千住に置き、父に管理を命ず」とあり、同 18 年 12 月の条に「父、願に依りて南足立郡郡医を免ぜられる」「東京府庁父が郡医たりし労を慰むとて金三十六円給与す」とも記している。東京都公文書館所蔵の東京府衛生課所管文書『明治十八年回議録郡区医ノ部』によれば、森静男は明治 18 年 12 月 13 日に辞職し手当金 36 円 6 銭 6 厘を受領した。森のほか麻布、浅草、小石川区、本郷各区の区医が離職したが、それは「郡区医職務章程」制定にあたり「郡区医撰挙方内規」が定められたことによる。「内規」では、明治 14 年の東京府病院廃止以降、郡区医の職務は死体検案のみとなり、「是迄郡区医ヲ採用スルニハ其修学履歴及奉職履歴等ヲ検査スルニ止リ」格別の撰挙法もなかったが、東大医学部卒業者が増加して「郡区医ノ資格ヲシテ漸々高尚」にする趣旨により、当該郡区内に居住し年齢 25 歳以上の品行方正で、内外科医術本免状を所持し種痘術に熟練した者をその要件とした。森静男は医師としての名望高く学殖豊かであったが、内務省免状医ではなくいわゆる「従来開業医師」だったため、新たな郡区医資格に合致しなかったのだろう。また志願者には試験を実施して合格者を採用することにしたが、試験科目は衛生学、裁判医学、精神病学の 3 科目で、10 月

24 日から採用試験を行うことが同 22 日付官報「衛生事項」欄で公告された。衛生課の 18 年 10 月 8 日付原議書によれば、試験に関する協議員は東京大学医学部長の三宅秀と東京府衛生課長の武昌吉、試験委員は古川栄東京大学助教授、江口襄陸軍一等軍医、鈴木重道海軍大軍医だった。

10 月 24 日に衛生学 1 問、裁判医学 2 問の筆記試験が行われ、18 人が受験し 9 人が合格。つづく 11 月 4 日に東京大学医学部と東京府癲狂院で実地試験を施行した。午前 8 時から 10 時まで古川栄の担当で衛生学、種痘術、衛生関係法規が、10 時から 12 時まで江口襄により死体検案、12 時から午後 2 時まで鈴木重道により精神病学の試験が行われた。試験は各問 10 点満点だが、文久 3 年 (1863) 11 月生の岩手県士族鵜浦貫之助 (東大医学部別課卒) が筆記試験 3 問で 23 点、実地試験は 5 問で 39 点、80 点満点で 62 点の最高得点で合格した。試験終了後、東京府衛生課では明治 18 年 11 月 5 日付「郡区医試験願之件」で不合格者への通知文書を、同 13 日付で「郡区医試験合格者配置方伺」を起案している。なお片山国嘉は、明治 22 年 10 月発行の『東京医学会雑誌』第 19 号に『市区郡医制度論』を寄稿し、「市区郡医ノ制度ヲ布キ専門衛生医ト裁判医トヲ置キ」と述べて、治療を担当する医師のほかに防疫や死体検案・死因の調査に携わる専門医の重要性を提議した。片山の建言により帝国大学では 22 年 12 月医科大学に国家医学講習科が設置された。その趣意は「医師ノ職務ハ治療、衛生及裁判医事ノ三大項ヲ活用苟クモ医師ニシテ衛生学及裁判医学等所謂国家医学ノ知乏キハ独り医学ノ完璧ヲ欠クノミナラズ…生民ノ健康保全及権利ノ縮張ニ関シ大ニ不利」なので「市区郡医制度成ルノ日其候補者タルベキ資格」を有する人物を養成するために、病理解剖式、衛生学、裁判医学、精神病学、医制の講習科目が 12 週にわたり講義されるが、東京府の「郡区医採用試験」はその試行ケースであったといえよう。